

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【公開番号】特開2018-108514(P2018-108514A)

【公開日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-026

【出願番号】特願2018-77920(P2018-77920)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月20日(2018.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外枠と、前記外枠に対して開閉可能な本体枠とを備え、遊技球を用いて遊技が行われる遊技機であって、

前記外枠は、

下部に設けられて前記本体枠が外枠に対して閉じた状態で前記本体枠が載置される幕板を含む下部部材と、

前記外枠の左方側に設けられ、前記本体枠を開閉可能に支持するヒンジ部材と、を少なくとも有し、

前記ヒンジ部材が設けられた側において後方に退避した位置に形成され、前記幕板の後面側へ遊技球を排出するための遊技球排出領域と、

前記遊技球排出領域の後方を含んで横長に形成される立壁部と、を備え、

前記遊技球排出領域は、少なくとも前記本体枠が開閉する際の回転軸より右方側に形成される一方、前記回転軸の真後ろの前記立壁部に接する部位には形成されておらず、

前記ヒンジ部材が設けられた側において後方に退避した位置の前記立壁部の上端は、前記幕板の前記本体枠が載置される部分のうち前記立壁部が後方に退避した位置に存在しない部分の上端より高くなるようにし、

前記立壁部は、前記本体枠が閉じたときの前記本体枠下端後面より少なくとも遊技球1個分離てた後方に位置し、

前記立壁部の上端から前方へ延出している返し部を設けていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

ところで、上記の特許文献に記載の遊技機では、遊技媒体がこぼれてしまうと、外枠と本体枠との間に遊技球が挟まれてしまう虞があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、このような事情に鑑み、外枠と本体枠との間に遊技球が挟まれることを低減させることを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

[解決手段1]

外枠と、前記外枠に対して開閉可能な本体枠とを備え、遊技球を用いて遊技が行われる遊技機であって、

前記外枠は、

下部に設けられて前記本体枠が外枠に対して閉じた状態で前記本体枠が載置される幕板を含む下部部材と、

前記外枠の左方側に設けられ、前記本体枠を開閉可能に支持するヒンジ部材と、を少なくとも有し、

前記ヒンジ部材が設けられた側において後方に退避した位置に形成され、前記幕板の後面側へ遊技球を排出するための遊技球排出領域と、

前記遊技球排出領域の後方を含んで横長に形成される立壁部と、を備え、

前記遊技球排出領域は、少なくとも前記本体枠が開閉する際の回転軸より右方側に形成される一方、前記回転軸の真後ろの前記立壁部に接する部位には形成されておらず、

前記ヒンジ部材が設けられた側において後方に退避した位置の前記立壁部の上端は、前記幕板の前記本体枠が載置される部分のうち前記立壁部が後方に退避した位置に存在しない部分の上端より高くなるようにし、

前記立壁部は、前記本体枠が閉じたときの前記本体枠下端後面より少なくとも遊技球1個分隔てた後方に位置し、

前記立壁部の上端から前方へ延出している返し部を設けていることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に係る遊技機によれば、外枠と本体枠との間に遊技球が挟まれることを低減させることが可能となる。